

第20回アレルギー疾患対策推進協議会

令和8年5月27日

資料3-1

厚生労働省の主な取組について

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

国レベル



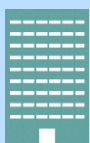
中心拠点病院

国立病院機構相模原病院
国立成育医療研究センター

- 重症例及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理
- 国民や医療従事者への情報提供
- 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用出来る教材などの作成、提供
- 国の疫学調査、臨床研究への協力
- 都道府県拠点病院との情報共有、均てん化への協議
(全国拠点病院連絡会議)

全国拠点病院連絡会議、紹介・逆紹介、研修

都道府県・地域レベル



都道府県

指定

都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会

連携

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院

令和8年3月現在 47都道府県79病院
国立病院機構相模原病院と国立成育医療研究センターは
中心拠点病院と都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を兼ねる

- 重症例及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理
- 患者、家族、地域住民への情報提供、講習会など
- 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員への講習
- 都道府県の実情調査、分析
- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に主体的に取り組む

紹介・逆紹介

研修

研修、紹介・逆紹介

研修

一般病院



紹介

逆紹介

診療所



研修

情報共有

薬局



- 適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- 都道府県拠点病院、診療所、一般病院、薬局・薬剤師等との連携

情報共有

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（令和8年3月時点）

○令和4年に全都道府県に都道府県拠点病院が設置された。（令和8年3月現在79病院）

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
	国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院
	宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院
	中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	慶應義塾大学病院
	昭和医科大学病院
	国立成育医療研究センター
	東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
	横浜市立みなと赤十字病院
	国立病院機構相模原病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
	富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院

山梨県	山梨大学医学部附属病院
長野県	信州大学医学部附属病院
	長野県立こども病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院
	順天堂大学医学部附属静岡病院
	静岡県立総合病院
	静岡県立こども病院
	静岡済生会総合病院
	浜松医科大学医学部附属病院
	浜松医療センター
愛知県	名古屋大学医学部附属病院
	名古屋市立大学病院
	藤田医科大学病院
	藤田医科大学ばんたね病院
	愛知医科大学病院
三重県	あいち小児保健医療総合センター
	国立病院機構三重病院
	三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
	滋賀県立総合病院
京都府	京都府立医科大学附属病院
	京都大学医学部附属病院
大阪府	近畿大学病院
	大阪はびきの医療センター
	大阪赤十字病院
	関西医科大学附属病院

兵庫県	神戸大学医学部附属病院
	兵庫医科大学病院
	兵庫県立こども病院
	神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター
	公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター
	岡山大学病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島大学病院
香川県	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院
高知県	高知大学医学部附属病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

令和8年度当初予算額 9.4億円（9.5億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 29百万円

1 事業の目的

- 令和4年3月に一部改正したアレルギー疾患対策基本指針に基づき、医療提供体制の整備、正しい情報の普及啓発等を実施することで、アレルギー疾患対策の推進を図る。
- また、平成30年11月にとりまとめられたリウマチ等対策委員会報告書に基づき、リウマチ医療の均てん化等を実施し、リウマチ対策の推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
 - ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等
- 令和8年度当初予算額 42百万円（42百万円）

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
 - ② アレルギー疾患医療の診断等支援
 - ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
 - ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等
- 令和8年度当初予算額 59百万円（58百万円）

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
 - ② 医療提供体制の整備
 - ③ 正しい知識の普及啓発
 - ④ 関係者の人材育成 等
- 令和8年度当初予算額 69百万円（69百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業
 - ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ） 等
- 令和8年度当初予算額 7.6億円（7.4億円）

アレルギー疾患等最新医療情報アップデート事業

- ① すべての医療者が認知すべきアレルギー疾患の知識・課題点の整理
 - ② 標準治療や最新情報がアップデートできる資材作成及び周知啓発 等
- 令和7年度補正予算額 29百万円

（参考）

1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実に資すること等を目的とする。

2 事業の概要

<事業の概要>

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するための**ウェブサイト**の作成
- ② アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する**研修会の開催**
- ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け**研修資料の作成** 等

①アレルギーポータルサイトの運営 <https://allergyportal.jp/>



○2026年4月1日 大規模リニューアル

➤ 主なコンテンツ

- アレルギー疾患の説明
- お役立ち情報
- 医療機関情報
(専門医、拠点病院、電話相談等)
- 災害時の対応
- 研修・講習会・eラーニング



②アレルギー相談員養成研修会の実施 (2025年11月15-16日, WEB開催 600名参加) 開催後2か月間オンデマンド配信

③アレルギーの手引き作成

- ・アレルギーの手引き2026
～医療従事者が身につけておくべき知識～
※毎年改定

3 実施主体等

- ◆実施主体：(一社)日本アレルギー学会及び(一社)日本リウマチ学会
- ◆補助額：(一社)日本アレルギー学会：35百万円、(一社)日本リウマチ学会：7百万円
- ◆補助率：定額(10/10相当)

2026年4月

Webサイトリニューアル



みんなのためのアレルギープラットフォーム

アレルギーポータル



探す

知る

学ぶ



一般社団法人
日本アレルギー学会
Japanese Society of Allergology



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



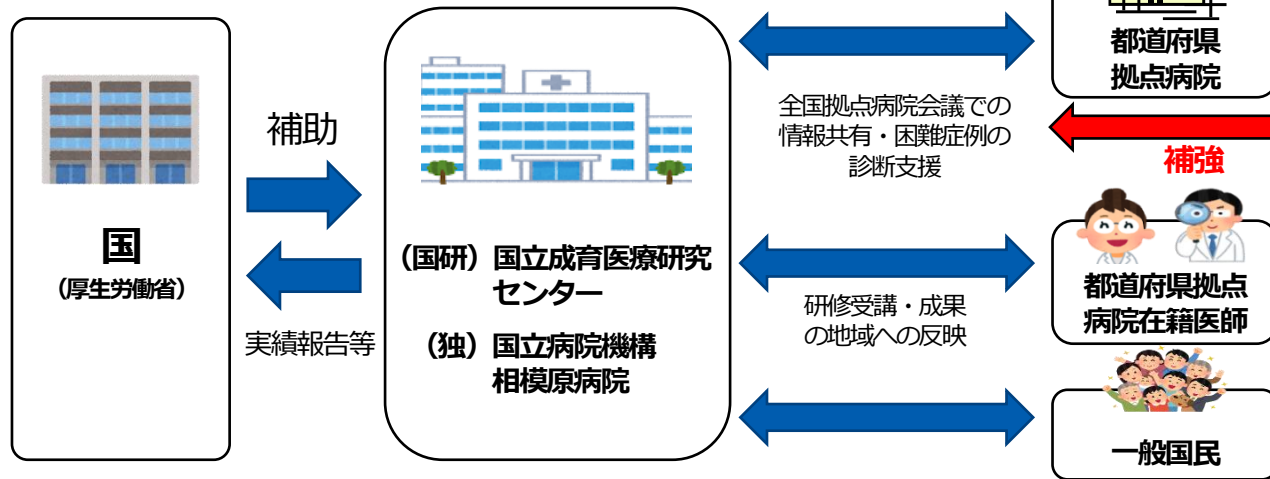
1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」において、（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院が「中心拠点病院」として指定されており、これまでの実績やノウハウ等を活用し、基本指針に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- アレルギー疾患診療連携ネットワーク構築事業
- アレルギー疾患医療診断等支援事業
重症例や診断困難例など専門性の高いアレルギー疾患医療の診断・治療に関する医療機関からの相談に対応する。また、新たに中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を実施する。
- アレルギー疾患に係る医師に対する研修支援事業
- アレルギー疾患患者や家族等に対する相談事業

＜事業イメージ＞



◆全国に都道府県拠点病院が設置されたが、アレルギー疾患医療提供体制の状況が十分ではない地域がある。
中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を行い、各都道府県拠点病院のアレルギー疾患医療の質の向上を図るとともに、各病院でのアレルギー疾患医療連携体制の構築等についても支援を行うことで、全国のアレルギー疾患医療の質の向上を図る。



中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を開催
(令和5年度から)

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院 ◆ 補助率：定額（10/10相当）
- ◆ 補助額：（国研）国立成育医療研究センター：22百万円、（独）国立病院機構相模原病院：36百万円
- ◆ 事業実績：アレルギー疾患に係る医師等に対する研修の受講者数 4,503名（令和6年度実績）

1 事業の目的

- リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

(基本的な指針に係る代表的な該当部分抜粋)

- ・ 第一 アレルギー疾患対策に関する基本的な事項
 - イ 地方公共団体は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。
- ・ 第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項
 - イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

2 事業の概要・実績例

【事業創設年度：平成18年度、補助先：都道府県・政令指定都市・中核市、補助率：1/2】

<事業の概要>

- ①都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
- ②リウマチ及びアレルギー系疾患の医療提供体制の整備
- ③リウマチ及びアレルギー系疾患に関する正しい知識の普及啓発
- ④リウマチ及びアレルギー系疾患の実態把握
- ⑤リウマチ及びアレルギー系疾患に携わる関係者の人材育成

<実績例>

第7回 岐阜大学アレルギーセンターセミナー
医療従事者向け
2025年7月26日(土) 19:00~20:00
参加費 無料

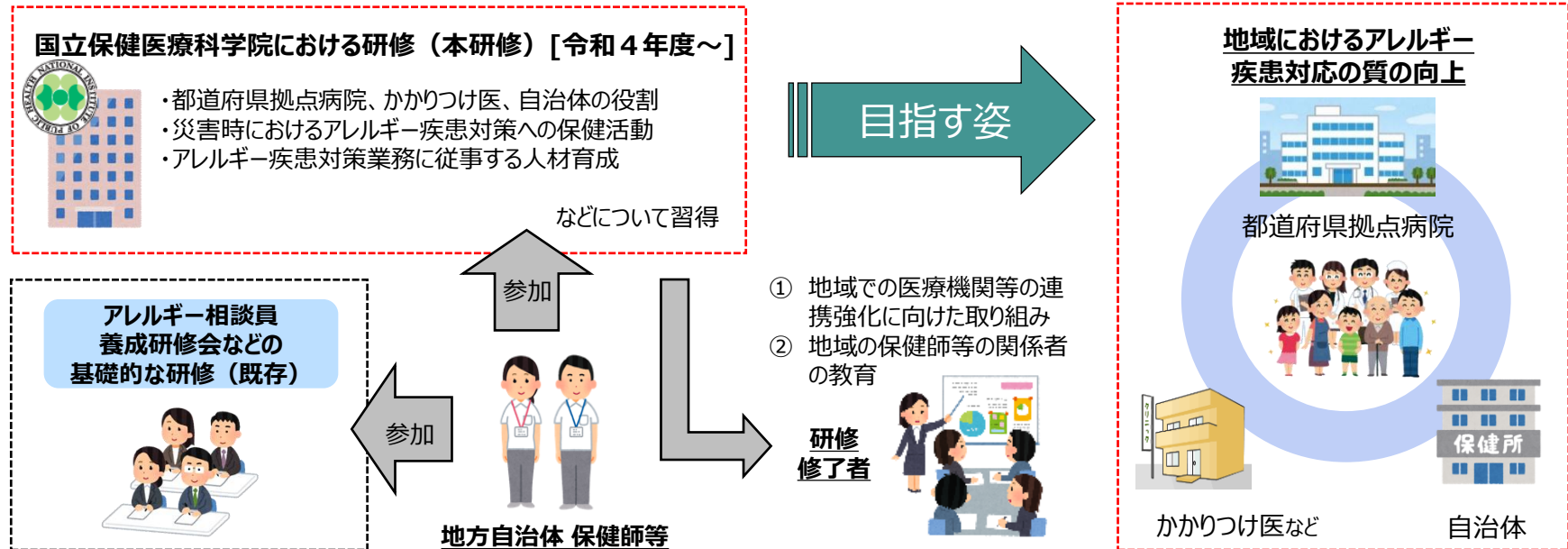
岐阜県 医療従事者向け研修会

2025年度 東京都アレルギー疾患医療拠点病院事業
アレルギー疾患医療連携研修
(第・第29回KACカンファレンス)
日時 2025年7月26日(土) 15:00-17:00

東京都 医療従事者向け研修会

国立保健医療科学院におけるアレルギー疾患対策従事者研修

事業目的	地方公共団体においてアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う保健医療に関係する職種を対象とした人材育成（短期研修） ・地方公共団体におけるアレルギー疾患医療拠点病院と連携する等の組織横断的な調整方法の習得
事業概要	アレルギー疾患について既に基本的な知識・経験を有し、地方公共団体で中心的な役割を担う保健師等に対して、新たに専門性の高い研修を実施。当該研修を修了した職員が各地域で医療機関連携の強化と職員の育成を行うことにより、 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進や対応の質の向上 を図る。
対象者	定員：30名 都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区の自治体に勤務し、アレルギー疾患対策を推進する施策に携わる者、またはその管理・統括を行う者（保健師、医師、管理栄養士、行政職員等） ※現在、アレルギー疾患対策に関連した相談事業等に従事するもの、もしくは今後、それらに従事する可能性があるもの
研修期間	令和8年9月17・18日（2日間）
開催形態	集合開催予定（事前学習+講習、グループワーク）



1 事業の目的

- アレルギー疾患患者数は年々増加しており、アトピー性皮膚炎・食物アレルギーなどは小児科・内科・皮膚科といった複数の診療科が対応する機会が多い。リウマチについても内科・整形外科等複数の診療科で対応している。
- また、近年の研究成果や新規治療薬の登場により、アレルギー疾患の標準治療や患者指導管理は大幅にアップデートされている。リウマチ診療においても同様であり、合併症や関節破壊を抑制するためには、早期診断や拡大した治療薬の選択が重要である。
- 日常的にアレルギー疾患等の診療を行う医療従事者は、学会研修などで最新知識を得る機会がある一方で、**専門疾患を主診療領域としない医療者には最新の医療情報が周知されず、標準治療が患者に十分に届かない要因**となっている。本事業はアレルギー疾患等診療に係りうるすべての医療従事者を対象に情報をアップデートし、アレルギー疾患等の医療水準の向上と全国的な均てん化を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<事業の概要>

アレルギー疾患等を専門領域としない医療者にも最新かつ正確な医療情報を届ける体制を整備する

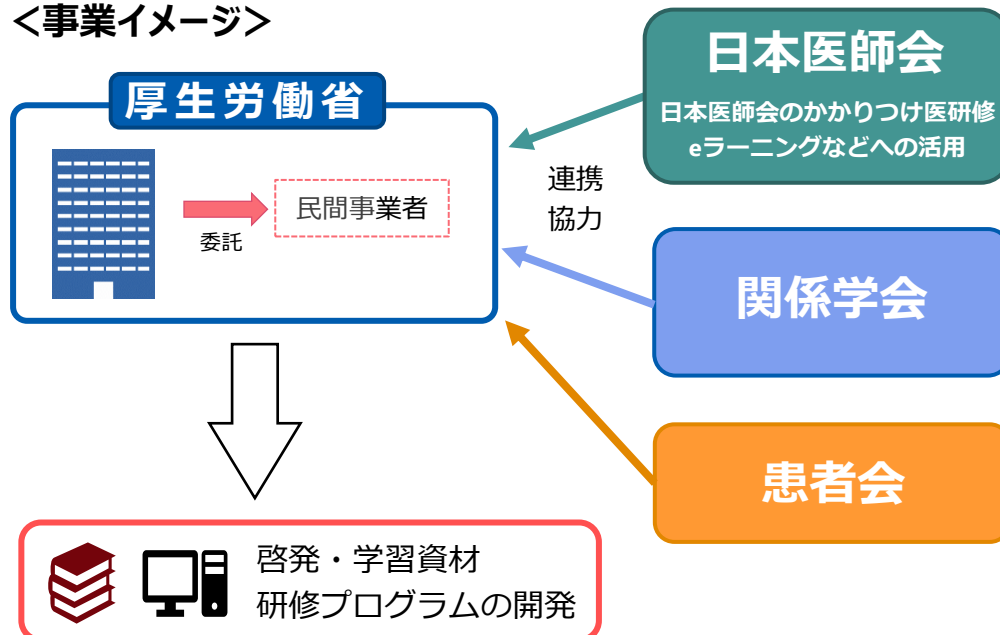
<主な事業内容>

- ・各疾患における最新の医療情報の啓発資材作成
- ・研修プログラムの開発 等

<実施主体等>

- 【実施主体】委託事業（民間事業者を想定）
- 【事業創設年度】令和8年度

<事業イメージ>



免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業（令和5～7年度）

（令和7年度 39百万円）

1 事業の目的

○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。

○ 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

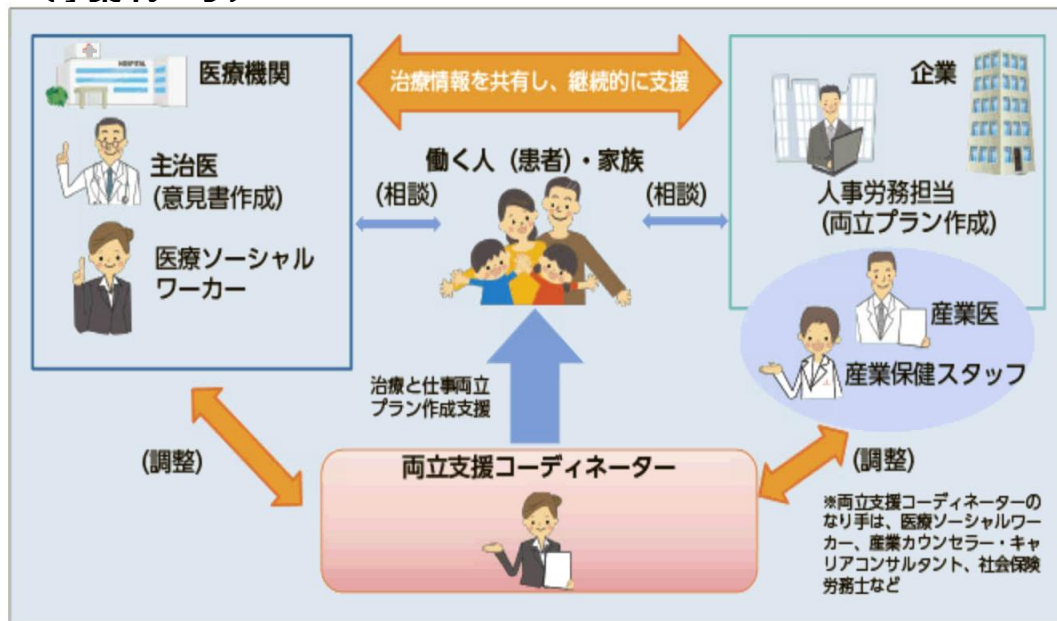
2 事業の概要・スキーム

<事業の概要>

○免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等に「両立支援コーディネーター」を配置する。

○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等
- ◆ 補助率：定額（10/10相当）

- ◆ 令和6年度採択数：8病院
- ◆ 1箇所あたり：490万円

（令和7年度採択数：8医療機関）

療養・就労両立支援指導料の見直し

対象疾患・要件の見直し

- 対象疾患の定めを廃止し、**疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものに算定可能**とする。

現行

【療養・就労両立支援指導料】
【算定要件】

- 算定の対象となる患者
別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者
悪性新生物
脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患
肝疾患（経過が慢性なものに限る。）
心疾患
糖尿病
若年性認知症
難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する
指定難病その他これに準ずる疾患



改定後

【療養・就労両立支援指導料】
【算定要件】

- 算定の対象となる患者
疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、就業の継続に配慮が必要なもの

- 2回目以降の指導について、3月以上の期間に渡って継続されている実態を踏まえ、**算定可能な期間を3月から6月に見直す**。
- 医療機関が受け取る勤務情報について、**患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能**とする。

評価の見直し

- 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価を引き上げる。

現行

1 初回	800点
2 2回目以降	400点
相談支援加算	50点



改定後

1 初回	850点
2 2回目以降	500点
相談支援加算	400点

(参考) 療養・就労両立支援指導料の概要

B001-9 療養・就労両立支援指導料

1 初回 850点

2 2回目以降（初回算定日の属する月又はその翌月から起算して6月を限度） 500点



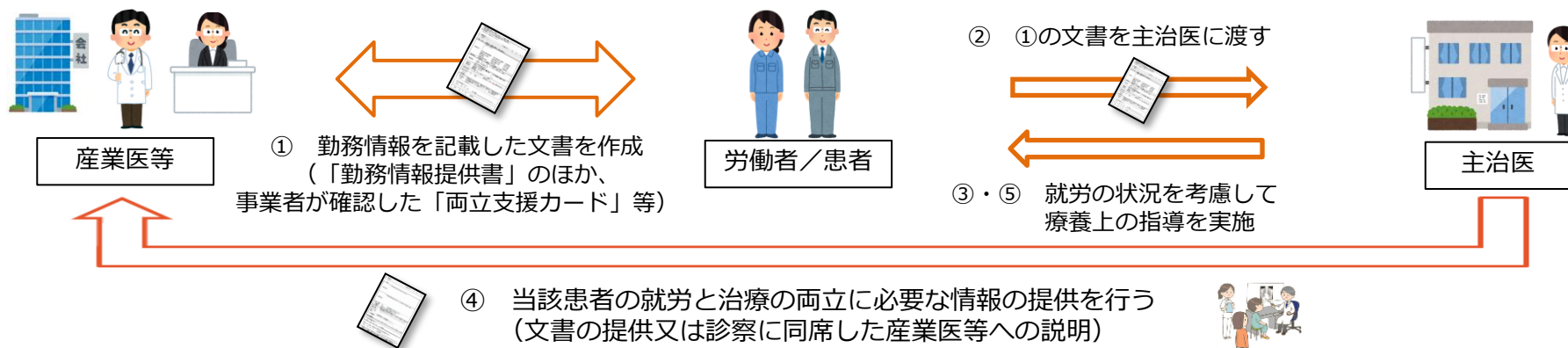
- 療養・就労両立支援指導料は、就労中の患者の療養と就労の両立支援のため、患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（当該患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して、療養上の指導を行うこと及び当該患者が勤務する事業場において選任されている産業医等（注）に就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合を評価するもの。

（注）労働安全衛生法に規定する産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師

※ 事業場の産業医等への就労と療養の両立に必要な情報を記載した文書（産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書を含む。）の作成に係る評価を含むことから、当該指導料を算定する場合、算定を行った月内において、当該文書の発行に係る費用を、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できない。

対象となる患者

疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、就業の継続に配慮が必要なもの



相談支援加算 400点

- 当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に算定する。

【施設基準】

専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置していること。なお、当該職員は「患者サポート体制充実加算」に規定する職員と兼任であっても差し支えない。また、当該職員は、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。

免疫アレルギー疾患政策研究事業（令和2年度～令和8年度）

	（10か年戦略） 中間評価						
	令和2年度	（指針改正） 令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療体制		拠点病院の機能評価研究※1	各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究		アレルギー疾患対策に関する行政施策の評価に資する研究		
疫学	アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究			アレルギー疾患の層別化解析、生活環境が与える影響の解明に向けた疫学研究			アレルギー疾患の疫学研究
研究	免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築				10か年戦略に関する研究※2		
個別疾患	食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立と普及を目指す研究				成人の食物アレルギー診療研究※3		移行期成人期における食物アレルギー診療の確立に資する研究
	金属アレルギーの新規管理法の確立に関する研究				季節性アレルギー性鼻炎の診療実態と経済的影響等の解明研究		
	アレルギー患者QOL向上のための医療従事者の効率的育成に関する研究				アナフィラキシー発症予防および初動対応の質向上に資する研究		
食物アレルギー	小児から若年成人での生物学的製剤の適正使用に関するエビデンスの創出				アレルギー疾患医療の質および経年推移の可視化と評価法の開発に関する研究※5		
情報提供 教育 その他	アレルギー疾患患者（乳幼児～成人）のアンメットニーズとその解決法の可視化に関する研究			生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究※4			アンメットニーズの調査研究
災害	大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究			能登半島地震の実態把握と相談体制構築研究※6			

■ 指定研究(厚生労働行政推進調査事業費補助金)
■ 公募研究(厚生労働科学研究費補助金)
■ 特別研究

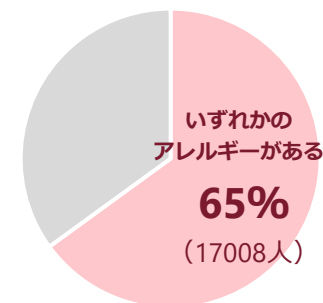
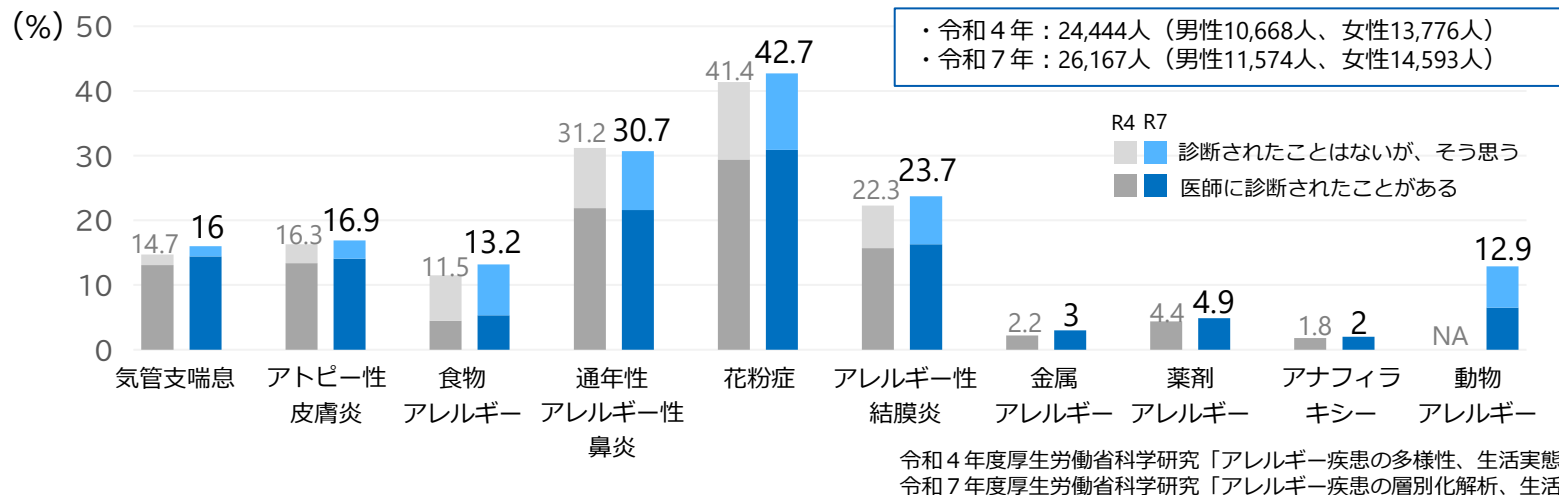
※1 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の機能評価指標に関する研究 ※2 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略策の進捗評価と課題抽出、体制強化に関する研究
 ※3 成人の食物アレルギー診療の確立に資する研究体制構築を目指す研究 ※4 学校・保健所等におけるアレルギー疾患を有するこどもの安心・安全・生き生きとした活動を保証する生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究 ※5 アレルギー疾患医療の質および経年推移の可視化と、アレルギー疾患対策基本法に基づく政策的介入効果の評価法の開発に関する研究 ※6 令和6年能登半島地震におけるアレルギー疾患対応の実態把握および災害時の相談体制構築に資する研究

免疫アレルギー政策研究事業（疫学）

○令和7年度の都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を対象とした疫学調査において、いずれかのアレルギー疾患がある（「医師に診断されている」、または「自身でそう思う」と回答した割合は**65%**であり、最も有病率が高い疾患は**花粉症**であった。

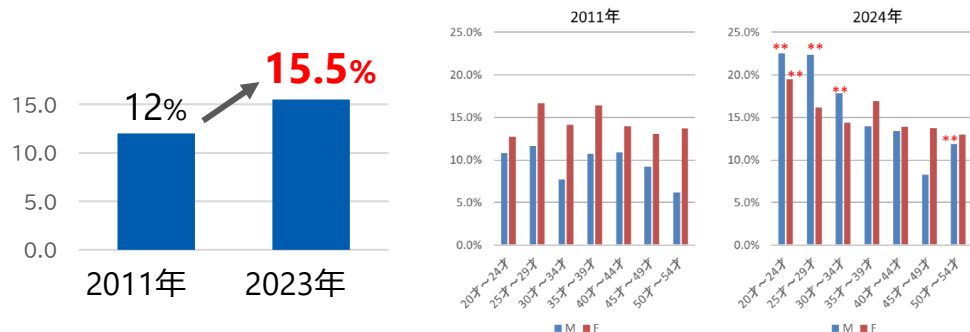
○また、インターネット調査において、20歳以上の**成人食物アレルギー**の**有病率は過去10年間で増加傾向**であった。

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の職員とその家族を対象としたアレルギー疾患の有病率調査



インターネット調査による成人食物アレルギー患者の有病率（20-54歳、回答数6,851）

「特定の食物を食べてアレルギー症状がでる」と回答した割合



- ・男女とも、20-24歳において有病率が経年的に上昇
- ・原因食物として、甲殻類、鶏卵、魚の頻度が高い
- ・成人食物アレルギー患者の44%が相談可能な医療機関がないと回答

成人食物アレルギー患者に対する診療体制強化の必要性を示唆

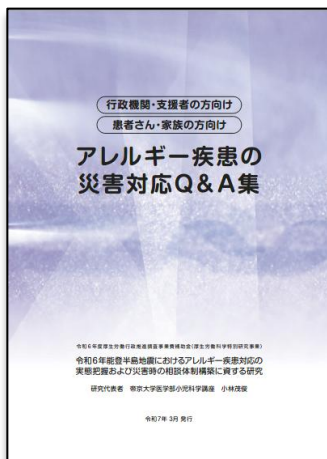
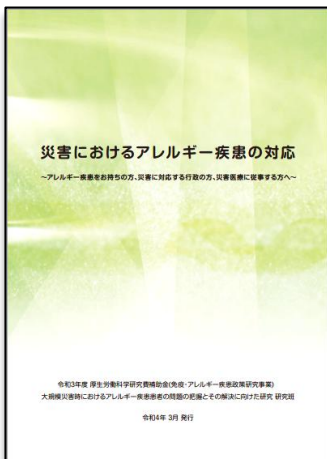
モデル事業・厚生労働科学研究費事業で作成した資料の一例

○診療の質の向上、情報提供等を目的に、患者・家族、医療者、行政関係者等に幅広く活用できる資料を作成している。

○作成した資料については、アレルギーポータルに掲載し、一部研修事業等にも活用している。

災害対応

患者/家族、行政、支援者にむけた
アレルギー疾患の災害時対応について整理



診療支援

主に医療者に向けて、診療時に
役立つ手引き等を整理



保健・栄養指導



両立支援

モデル事業で実施した取組や体験談の
紹介、実施の手引き等

